

【重要事項説明書】

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（契約概要）

レスキュー損害保険株式会社

- えねこねでんき料金定義書に定める契約種別「でんき plus」（以下、「えねこねでんき」と記します）のご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。なお、本書面はえねこねでんきのうち、同定義書に定める契約種別「でんき plus」にのみ適用されますのでご注意ください。
- えねこねでんきに付帯するケータイ保険は、株式会社東急パワーサプライを保険契約者とし、えねこねでんき電気需給契約者の皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とした保険契約となります。会員である期間中は、保険の補償を受けられますが、会員資格を喪失しますと、補償は受けられません。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては株式会社東急パワーサプライと締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについてはレスキュー損害保険株式会社（以下、「弊社」といいます。）が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。
- 当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. 商品の仕組み

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）とは、偶然な事由（注 1）によって、被保険者が所有または使用する携帯端末が使用不能（携帯端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額 1 万円を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

（注 1）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損が補償対象となります。盗難・紛失は補償対象外です。

2. 補償内容

（1）保険金をお支払いする場合

偶然な故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって携帯端末（注 1）が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

（注 1）スマートフォンまたは携帯電話 1 台となります。携帯端末に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（2）損害額の決定

携帯端末が故障または外装破損した場合は、被保険者が弊社へ提出する携帯端末のメーカー等が発行する書類（注 1）をもとに、弊社が修理可能または修理不能の判定を行い、次のとおり損害額を決定します。

①携帯端末が修理可能な場合の損害額は、被保険者が負担した修理費用（注 2）とします。ただし、保険金額を限度とします。

②携帯端末が修理不能な場合の損害額は、携帯端末の保険価額とします。ただし、保険金額を限度とします。

（注 1）修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容および修理費用を証明できるもの、または修理不能であることを証明できるものをいいます。

（注 2）携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

（3）お支払いする保険金の額

保険金額を限度として以下の額を損害保険金として支払います。

①携帯端末が修理可能な場合

（2）損害額の決定①の規定による損害の額 ＝ 損害保険金の額

②携帯端末が修理不能な場合

（2）損害額の決定②の規定による損害の額 × 縮小割合 100% ＝ 損害保険金の額

別途購入した携帯端末の代金ではありません。

*修理可能とは携帯端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

*修理不能とは、携帯端末の内部基盤が修復不能な状態のため、携帯端末のメーカー等での修理が不可能（注 1）で、被保険者が別途携帯端末を購入した状態をいいます。

（注 1）携帯端末のメーカー等が携帯端末の状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

★（4）保険金支払後の保険契約

①弊社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額されま

せん。

②保険会社が保険金を支払った場合は、被保険者毎に保険金の支払回数を記録します。保険金のお支払い回数は年間 1 回までとし、支払回数は、事故日を基準として記録します。

★ (5) 保険金をお支払いできない主な場合

弊社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。

②被保険者と同居の親族の故意または携帯端末を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限る。

③保険金を支払う場合の偶然な事由が保険期間外に発生した場合。

④地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。

⑤火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。

⑥公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。

⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。

⑧携帯端末が、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。（携帯電話通信会社で販売した製品または日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。）

⑨携帯端末を家族、知人、オークション、フリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。

⑩購入から 1 年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）

⑪携帯端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。

⑫すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、携帯端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。

⑬携帯端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。

⑭詐欺、横領によって生じた損害。

⑮自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。

⑯日本国外で発生した事故による損害。

⑰携帯端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、携帯端末のメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。

⑱携帯端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が携帯端末を修理しなかった場合。

⑲携帯端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途携帯端末を購入しなかった場合。

⑳修理の際メーカーの修理不能リストに載っている携帯端末、または修復可能な状

態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。

下記のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①携帯端末のメーカー等による携帯端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、携帯端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ②携帯端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料、Apple エクスプレス交換サービス利用料など。）

3. 付帯する特約

携帯端末修理費用補償特約、保険料月払いに関する特約、包括契約に関する特約、盗難紛失補償対象外特約が付帯されます。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、えねこねでんき重要事項説明書で定めた供給開始日の翌月 1 日 0 時に始まり、供給停止日の当月末日の 24 時に終わります。

5. お引受条件

当保険はえねこねでんき電気需給契約者自動付帯となります。

6. 保険料の払込方法

保険料は保険契約者が弊社へ支払いますので、被保険者が直接弊社へ支払うことはありません。

7. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

8. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険はえねこねでんき電気需給契約者自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。会員サービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の解約払戻金はありません。

9. 被保険者について（範囲と制限）

この契約の被保険者は保険契約者のサービスの会員であり、契約対象物を所有または使用する者としてします。

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（注意喚起情報）

■えねこねでんきのご契約に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。

■本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、株式会社東急パワーサプライとレスキュー損害保険株式会社（以下、弊社といいます。）が締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。また、ご不明な点につきましては、保険会社までお問合せください。

■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。

■当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者の意向を確認したとみなします。

1. クーリングオフ（契約申し込みの撤回等について）

★保険契約者が法人のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

2. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、えねこねでんき重要事項説明書で定めた供給開始日の翌月 1 日 0 時に始まり、供給停止日の当月末日の 24 時に終わります。

3. 免責事由等

★「修理費用保険（携帯端末修理費用補償特約付き）のご説明（契約概要）」の「2.（5）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.（5）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.（5）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

4. 損害保険会社破綻時の取扱い

★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

5. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

（1）この保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。

保険金請求のご案内をします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払が遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 被保険者が携帯端末のメーカー等へ携帯端末の修理依頼を行ってください。

★ (3) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

【修理可能であった場合】

- ①保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ②修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実及び修理内容を証明できるもの
- ③有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
- ④その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ①保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ②修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
- ③新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの
- ④その他保険会社が求めた書類、写真

★ (4) 保険金請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。

【保険金請求に関するお問合せ窓口】

東急保険コンサルティング株式会社 法人営業部 第一法人営業グループ
tic-houjin04-info @tokyu-hoken.co.jp

受付時間：10時～17時 ※土日祝、年末年始、5月1日休業

※ご返信につきましては受付から1営業日ほど要しますこと予めご了承ください。

6. 補償重複について

★携帯端末を補償する他の保険契約や携帯端末のメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

7. 個人情報のお取り扱い等について

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

(1) 個人情報の取得・利用

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

(2) お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

- ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い ③弊社が有する債権の回収
- ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 など

(3) お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）関係先に提供する場合 など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページ (<https://www.rescue-sonpo.jp/>) をご覧いただくか、最終ページ記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

8. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただけます。

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く））

IP 電話からは、03-4332-5241 をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所：東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階

担当部署：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

以上

2024 年 11 月 13 日制定

文書番号：RC02-034(1) 2024.11